



《令和 7 年度》

恵庭市安全で安心なまちづくり推進方策

恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会

目 次

1. 推進方策の趣旨及び基本目標と方針	2
2. 犯罪及び交通事故等の現状と課題	3
(1) 犯罪件数	3
(2) 不審者情報件数	3
(3) 交通事故発生件数	4
(4) 特殊詐欺被害件数	5
(5) 消費生活相談件数	5
3. それぞれの役割	6
(1) 市民の役割	6
(2) 地域活動団体の役割	6
(3) 事業者等の役割	6
(4) 市の役割	6
4. 計画の基本施策	7
(1) 推進体制の整備	7
(2) 情報の収集及び提供	7
(3) 児童等の安全確保	7
(4) 高齢者、障がい者及び外国人の安全の確保	8
(5) 消費者被害の防止	8
(6) 犯罪被害者等への支援	8
(7) 生活環境の整備	8
(8) 安全教育の充実	9
資 料	10
恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例	10
恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会設置要綱	13
恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会委員名簿	15

1 推進方策の趣旨及び基本目標と方針

(1) 趣旨

恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例（平成 21 年 12 月施行）は、恵庭市民すべての願いである、犯罪や交通事故のない安全で安心な地域社会を実現するため、市民、地域活動団体、事業者等及び市が協働して、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、市民の総意として制定したものです。

条例の理念を実現するためには、市や地域活動団体、事業者等が単独あるいは協働して取り組んでいる活動を体系的に整理し、取組みや推進項目等を定め総合的に施策を推進する必要があります。

このため、市では条例第 8 条の規定に基づき、恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会の構成員の皆様からご意見を聴き、毎年度、推進方策を策定しています。

(2) 基本目標

市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざし、次のとおり基本目標を定めています。

犯罪と交通事故のない安全に安心して暮らせる恵庭市

～犯罪、消費者被害及び交通事故の抑止～

(3) 重点目標

基本目標を達成するため、重点目標を次のように設定しています。

○犯罪発生件数、人身事故件数を減少

○特殊詐欺被害、交通死亡事故ゼロ

(4) 基本方針

この基本目標・重点目標を達成するため、基本方針を次のとおり設定し、計画の推進にあたります。

○地域における安全意識の高揚

○自主的な地域活動の促進

○生活環境の整備

2 犯罪及び交通事故等の現状と課題

(1) 犯罪件数

犯罪発生件数について、全道では令和4年から3年連続で増加しており、特に、窃盗犯や知能犯、風俗犯の件数が増加しております。

恵庭市でも同様に、前年と比較し刑法犯罪の総数は増加しており、特に窃盗犯の件数が大きく増加しております。窃盗犯の大半を自転車盗が占めており、発生場所も駅周辺での発生が多く無施錠の自転車が狙われていることから防犯登録と2つの鍵（ツーロック）等の盗難被害防止対策が必要です。

また、重要犯罪も増加傾向にあり、安全で安心なまちづくりを実現するためにも状況に応じた犯罪抑止対策の継続と犯罪被害者等に対する支援や関係団体との連携・協力が必要です。

恵庭市の犯罪発生認知件数

資料：北海道警察

	刑法犯罪 総 数	刑法犯罪内訳						重 要 犯 罪	重 要 窃盗犯
		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他		
令和2年	232	0	42	134	11	5	40	0	8
令和3年	288	1	40	190	11	6	40	6	7
令和4年	305	1	32	226	14	5	27	3	25
令和5年	253	4	27	194	6	1	21	5	21
令和6年	306	4	24	235	9	7	27	9	19

※ 重要犯罪～殺人、強盗、放火、*不同意性交等、略取誘拐、人身売買、*不同意わいせつ

*令和5年7月13日 刑法の一部が改正されたことに伴い、罪名「強制性交等」を「不同意性交等」、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更している。

※ 重要窃盗犯～侵入盗、自動車盗、ひったくり、すり

※ 犯罪発生認知件数は警察で被害届を受理された件数であり、犯罪被害の相談なども含めると数値以上の件数となります。

(2) 不審者情報件数

不審者情報件数について、これまで横ばいで推移しておりましたが、前年度と比較して増加しており、特にその他の不審者の発生件数が大きく増加しております。

発生場所については駅周辺での発生が多く、子供や女性等の被害を未然に防止し重大事件に発展しないよう、今後も警察によるパトロール活動と合わせ、関係機関や各地区防犯協会による駅・学校周辺など不審者発生多発地区での継続的な巡回が必要です。

また、緊急避難場所としての「こどもセーフティハウス」の協力依頼や周知、交通安全指導員や町内会、保護者並びに教職員が連携を強め、登下校時を重点とした見守り活動の強化や、防犯カメラ等の設置による犯罪抑止や証拠収集、安心感の向上により犯罪リスクの低減に向けた取組も必要です。

恵庭市における不審者・変質者との遭遇状況

資料：恵庭市教育委員会

	声かけ	追 尾	写真撮影	わいせつ	痴 漢	その他	合 計
令和2年度	4	3	0	3	1	2	13
令和3年度	5	4	2	3	1	1	15
令和4年度	7	1	1	1	0	2	12
令和5年度	13	2	2	0	0	1	18
令和6年度	18	5	0	0	0	10	33

※ 数値は恵庭市教育委員会に報告のあった件数のみを記載

(3) 交通事故発生件数

交通事故の発生件数について、北海道では発生件数および負傷者数が大きく減少し、死亡者数は交通事故統計が残っている昭和22年以降最も少ない数となりました。

恵庭市では、これまで減少傾向が続いていたものの、前年と比較して発生件数および負傷者数が増加しております。死亡者数については、令和6年1月に発生した交通死亡事故により1名の方が亡くなられて以降、交通死亡事故は発生しておらず、交通死亡事故ゼロ日数を継続しております。

高齢者や自転車利用者の事故は、交通死亡事故に直結しやすい傾向にあることから、事故抑止に向けた取組が必要となります。令和5年4月1日より改正道路交通法が施行され、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となり自転車乗車時にヘルメットを着用する者も増加しておりますが、依然として着用率は低調となっております。

引き続き、関係機関・団体と連携し、交通安全運動をはじめ各種広報啓発や体験型の交通安全教室の実施のほか、自転車乗車時のヘルメット着用向上に向けた実行性のある取組が必要です。

恵庭市における交通事故（人身事故）発生状況

資料：千歳警察署

	発生件数	死亡者数	負傷者数
令和2年	104	1	133
令和3年	101	0	122
令和4年	98	1	108
令和5年	77	1	91
令和6年	97	1	112

恵庭市の高齢化率…28.84%（R7.3月末現在）

* 高齢化率とは「65歳以上人口が総人口に占める割合」

(4) 特殊詐欺被害件数

特殊詐欺被害について、全道では前年と比較し件数および被害総額は増加しており、SNS 型投資詐欺・ロマンス詐欺被害についてもともに著しく増加しております。

恵庭市では令和5年に200万円を騙し取られる詐欺被害が発生し、令和6年にも2件発生し合わせて303万円を騙し取られる詐欺被害が発生しております。

社会情勢の変化等に応じて犯行手口の巧妙化・多様化が進んでいることから、一人一人が被害に遭わないための知識を身に付けるため、金融機関等と連携したセミナーの開催や消費者被害防止ネットワークを活用した情報発信による注意喚起のほか、特殊詐欺防止対策機器等の設置など自主的な防犯活動を補完する取組も必要です。

特殊詐欺発生状況

資料：千歳警察署

	オレオレ詐欺	架空請求詐欺	融資保証詐欺	還付金等詐欺	ギャンブル詐欺	その他	合計	被害総額(円)
令和2年	0	0	0	4	2	0	6	11,430,000
令和3年	1	1	0	1	0	0	3	15,440,000
令和4年	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年	0	0	0	0	0	1	1	2,000,000
令和6年	0	1	0	0	0	1	2	3,030,000

(5) 消費生活相談件数

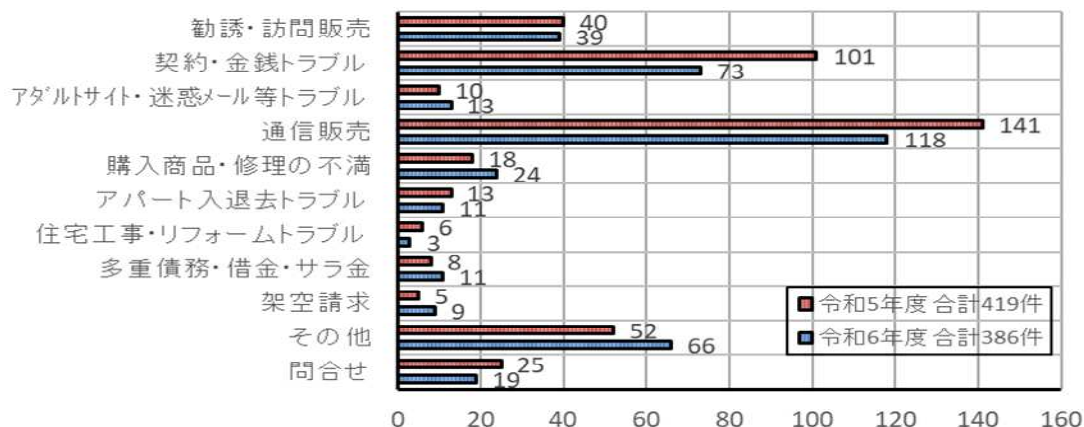
消費生活相談件数について、恵庭市では前年度と比較し相談件数は減少しており、特に契約・金銭トラブルや通信販売等の相談の割合が大きく減少しております。

性別による相談件数では男性より女性が多く、年代別による相談件数では40代から70代の相談が全体の7割を占めております。また、令和4年の民法改正により成人年齢が18歳に引き下げられたことに伴い10代からの相談も増加しております。

消費者被害を発生させないためにも関係機関や団体等と情報共有を行う共に、正しい情報と知識の普及・啓発、被害が発生した際の被害拡大防止など対策が必要です。

消費生活相談件数の内訳（令和5年度・令和6年度）

資料：恵庭市



3 それぞれ役割

「安全で安心なまちづくり」を進めるためには、市民、地域活動団体、事業者等及び市が、それぞれの役割を明らかにし、責任を持って取り組む必要があります。

（１）市民の役割

市民は、「安全で安心なまちづくり」について理解を深め、日常生活における安全の確保に積極的に努めるとともに、防犯や交通安全等の知識や技術について関心をもち、自ら規範意識を高め、「安全で安心なまちづくり」を推進するよう努めます。そして、地域コミュニティや地域活動に積極的に参加し、市が実施する施策についても協力するよう努めます。また、交通法規を守り、自動車及び自転車等（以下「車両」という。）を運転するときは、歩行者及び他の車両の通行に注意して安全運転に努めるとともに、徒歩により道路を通行するときは、交通事故を発生させないように努めます。

（２）地域活動団体の役割

地域活動団体は、地域の安全に関する自主的な活動に積極的に取り組み、防犯や交通安全等の知識や技術について地域住民の関心が高まるよう、地域活動に対する市民の理解の促進に努めます。また、市及び関係行政機関と連携して、「安全で安心なまちづくり」を推進するよう努め、市が実施する施策に参加及び協力するよう努めます。

（３）事業者等の役割

事業者等は、「安全で安心なまちづくり」について理解を深め、事業活動においては地域社会の一員として安全の確保に努めます。そして、従業員等の安全の確保のため、従業員等に対し防犯や交通安全等の知識や技術を習得させるよう努めます。併せて、「安全で安心なまちづくり」を推進するよう努めるとともに、市が実施する施策に参加及び協力するよう努めます。また、車両の点検及び整備を実施するとともに、交通法規の遵守を徹底し、安全運転の確保に努めます。

（４）市の役割

市は、「安全で安心なまちづくり」の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施することにより、市民等と協働して「安全で安心なまちづくり」を推進します。そのため、関係行政機関や地域活動団体との連携を強化し、地域の実情に合った防犯・交通安全活動の充実や情報提供、市民等が行う自主的な活動を促進するために必要な支援を行います。

4 計画の基本施策

（１）推進体制の整備（条例第８条関係）

市は、「安全で安心なまちづくり」を総合的かつ効果的に推進するため、必要な事項について協議する「恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会」を設置し、市民等及び関係行政機関と協働して必要な体制を整備します。

（２）情報の収集及び提供（条例第９条関係）

市は、「安全で安心なまちづくり」を適切かつ効果的に推進できるよう必要な情報を収集し、その情報を広報誌及びホームページ等により提供するなど、市民等への広報活動及び啓発活動を実施します。また、緊急を要する情報については、速やかに市民等に周知できるよう、関係行政機関と連携して取り組みます。

《主な取組》 ● 広報誌、市公式 LINE、市ホームページ及び千歳警察署ホームページ、コミュニティFM放送、メール配信サービスでの情報提供及び啓発

- 防犯・暴力追放広報車による広報啓発
- 防犯・交通安全教室等による啓発
- 地域安全運動・交通安全運動期間中における広報啓発活動
- 青色回転灯防犯パトロール・交通事故抑止パトライト作戦
- 事業者等のCSR活動に関する情報提供
- 自転車乗車時のヘルメット着用の啓発
- 自転車用ヘルメット普及促進モニター

（３）児童等の安全確保（条例第１０条関係）

市は、学校等及び市民等と協働して、通学路及び公園等の施設において、必要に応じて関係行政機関と連携を図り、児童等の安全の確保に努めます。

《主な取組》 ● 町内会による登下校時の街頭指導

- P T A・町内会による学校周辺及び通学路の巡回
- 学校等、関係機関への情報提供
- 警察による防犯教室
- 通学路安全推進会議による通学路合同点検の実施、点検結果の情報提供
- こどもセーフティハウスの設置
- 地域による防犯カメラの設置
- ながら見守り活動の推進
- 警察・交通安全児童指導員の協働による交通安全指導
- 自転車用ヘルメット購入助成

（４）高齢者、障がい者及び外国人の安全の確保（条例第１１条関係）

市は、市民等と協働して、高齢者、障がい者及び外国人が犯罪及び交通事故に遭わないよう、安全の確保に努めます。

《主な取組》 ● 老人クラブ等での交通安全啓発

● 高齢者交通安全教室

● 障がい者への安全対策の実施

● 運転免許証自主返納出張窓口の開設

● 高齢者の身体機能の自認体験

● 外国語表記のポスター・リーフレットの設置・配布

（５）消費者被害の防止（条例第１２条関係）

市は、地域活動団体及び関係行政機関と連携して、市民が消費者被害に遭わないよう、必要な啓発活動を実施するとともに、相談体制の充実に努めます。

《主な取組》 ● 消費生活相談の実施

● 出前講座の実施

● 消費者被害防止ネットワークの推進

● 特殊詐欺防止対策機器の設置の推進

● 消費者被害防止セミナーの開催

（６）犯罪被害者等への支援（条例第１３条関係）

市は、関係行政機関（千歳警察署など）及び犯罪被害者等を支援する団体と連携して、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供など必要な支援に努めます。

《主な取組》 ● 犯罪被害者相談窓口の設置

● 千歳・恵庭地区被害者支援連絡協議会

（７）生活環境の整備（条例第１４条関係）

市は、犯罪及び交通事故を防止するため防犯施設及び交通安全施設の整備に努めます。

《主な取組》 ● 防犯灯の設置・更新

● 防犯灯台帳に基づく設置状況の調査

● 信号機・標識などの設置要望

● 街路灯・ガードレールなど道路施設の設置・点検

● 防犯カメラの設置補助制度の推進・拡充

● えにわサイクルパークの整備

(8) 安全教育の充実 (条例第15条関係)

市は、市民等と協働して、市民が正しい規範意識を持ち、安全な行動を実践し、犯罪及び交通事故に遭わないよう、安全教育の充実に努めます。

- 《主な取組》
- 交通安全児童指導員による幼稚園・保育園での「こぐまクラブ」の実施
 - 街頭での実地指導
 - 町内会の防犯・交通安全担当者への研修会
 - 学校・老人クラブなどにおける防犯、交通安全教室
 - えにわサイクルパークを利用した実践的な交通安全教育
 - 自転車安全運転啓発
 - ドライブシミュレーターを用いた体験型教育の実施
 - 自転車シミュレーターを用いた体験型教育の実施
 - 自転車乗車時のヘルメット着用の推進
 - 自転車販売店における交通安全啓発

□ 資 料

恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、防犯及び交通安全の推進による安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）に関し基本理念を定め、市民、地域活動団体、事業者等及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域における安全意識の高揚、自主的な活動の促進及び生活環境の整備を図り、もって市民が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者及び勤務又は通学する者若しくは滞在する者をいう。
- (2) 地域活動団体 市内において自主的に防犯及び交通安全活動を行う市民団体並びに町内会及び自治会をいう。
- (3) 事業者等 市内において事業活動を行う者及び市内に土地、建築物その他工作物を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 市民等 市民、地域活動団体及び事業者等をいう。
- (5) 関係行政機関 恵庭市を管轄する警察署及びその他の行政機関をいう。
- (6) 学校等 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学及び専門学校をいう。
- (7) 児童等 学校等に通学又は通園する児童、生徒、学生及び幼児をいう。
- (8) 犯罪被害者等 犯罪及び交通事故により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、地域の安全は地域で守るという意識のもと、犯罪及び交通事故を未然に防ぎ、安全で安心して暮らすことができる地域社会を築くために、市民等及び市がそれぞれの役割を果たしながら協働して、一体となって推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、日常生活における安全の確保に積極的に努めるとともに、自ら規範意識を高め、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に参加及び協力するよう努めるものとする。

3 市民は、自動車及び自転車等（以下「車両」という。）を運転するときは、交通法規を守り、歩行者及び他の車両の通行に注意して安全運転に努めるものとする。

4 市民は、徒歩により道路を通行するときは、交通法規を守り、交通事故を発生させないよう努めるものとする。

（地域活動団体の役割）

第5条 地域活動団体は、地域の安全に関する事業に積極的に取り組むとともに、市及び関係行政機関と連携して、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 地域活動団体は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に参加及び協力するよう努めるものとする。

（事業者等の役割）

第6条 事業者等は、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、事業活動においては地域社会の一員として安全の確保に努めるとともに、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者等は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に参加及び協力するよう努めるものとする。

3 事業者等は、車両の点検及び整備を実施するとともに、交通法規の遵守を徹底し、安全運転の確保に努めるものとする。

（市の役割）

第7条 市は、安全で安心なまちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施することにより、市民等と協働して安全で安心なまちづくりを推進するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係行政機関と緊密な連携を図るものとする。

3 市は、市民等が行う自主的な活動を促進するために必要な支援を行うものとする。

（推進体制の整備）

第8条 市は、安全で安心なまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、必要な事項について協議するための会議を設置するなど、市民等及び関係行政機関と協働して必要な体制を整備するものとする。

2 市は、安全で安心なまちづくりを推進するにあたっては、推進計画を策定し、市民等及び関係行政機関と協働して実施するものとする。

（情報の収集及び提供）

第9条 市は、安全で安心なまちづくりを適切かつ効果的に推進できるよう必要な情報を収集し、その情報を広報誌及びホームページその他これらに類するものにより提供するなど、市民等への広報活動及び啓発活動を実施するものとする。

2 市は、前項の情報のうち緊急を要する情報については、速やかに市民等に周知できるよう、関係行政機関と連携して取り組むものとする。

(児童等の安全の確保)

第10条 市は、学校等及び市民等と協働して、通学路及び公園その他これらに類する施設における児童等の安全の確保に努めるものとする。

2 市は、必要に応じ関係行政機関と連携を図り、児童等の安全の確保に努めるものとする。

(高齢者及び障害者の安全の確保)

第11条 市は、市民等と協働して、高齢者及び障害者が犯罪及び交通事故に遭わないよう、安全の確保に努めるものとする。

(消費者被害の防止)

第12条 市は、地域活動団体及び関係行政機関と連携して、市民が消費者被害に遭わないよう、必要な啓発活動を実施するとともに、相談体制の充実に努めるものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第13条 市は、関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する団体と連携して、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

(生活環境の整備)

第14条 市は、犯罪を防止するため、防犯施設の整備に努めるものとする。

2 市は、交通事故を防止するため、交通安全施設の整備に努めるものとする。

(安全教育の充実)

第15条 市は、市民等と協働して、市民が正しい規範意識を持ち、安全な行動を実践し、犯罪及び交通事故に遭わないよう、安全教育の充実に努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会設置要綱

(設置)

第1条 恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例（平成21年条例第27号）第8条第1項の規定に基づき、安全で安心なまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実行委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 安全で安心なまちづくりの推進に関すること。
- (2) 推進計画に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(委員及び構成)

第3条 実行委員会は、次に掲げる者の中から委員を選出し構成する。

- (1) 関係行政機関に所属する者
- (2) 防犯及び交通安全に関する団体に所属する者
- (3) 地域に関する団体に所属する者
- (4) 事業所に関する団体に所属する者
- (5) 学校教育に関する団体に所属する者
- (6) 公募に応じた者

2 委員は、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 実行委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は市長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長が必要であると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報酬等)

第7条 委員には、報酬及び旅費等を支給しない。

(庶務)

第8条 実行委員会の庶務は、生活環境部生活環境課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月27日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年9月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年3月13日から実施し、令和4年4月1日から適用する。

恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会委員名簿

(令和 7 年 5 月 1 3 日現在)

役 職	氏 名	所 属
会 長	原 田 裕	恵庭市
委 員	山 谷 博 志	千歳警察署（恵庭交番所長）
委 員	出 村 憲 史	千歳警察署（生活安全課長）
委 員	北 林 優	恵庭市交通安全運動推進委員会
委 員	杉 若 浩 一	恵庭市交通安全協会
委 員	谷 川 徳 雄	恵庭市防犯協会連合会
委 員	久 保 義 則	恵庭市暴力追放運動推進協議会
委 員	田 中 和 枝	恵庭消費者協会
委 員	茶 園 利 紀	恵庭市町内会連合会
委 員	亀 石 和 代	恵庭市老人クラブ連合会
委 員	菊 池 貞 子	恵庭市地域女性連絡会
委 員	渡 邊 真 希	恵庭商工会議所
委 員	奥 寺 徳 之	恵庭市 P T A 連合会
委 員	吉 田 かおり	恵庭市小中学校長会
委 員	井 上 壮 紀	恵庭北高等学校
委 員	高 野 智 史	恵庭南高等学校
委 員	山 本 沙 織	公 募